レンタカー事業者向け作成例（３箇年計画の場合）

第31号様式（第76条関係）

自動車排出ガス対策計画書

令和○○年○○月○○日

香 川 県 知 事 殿

届出者　〒○○○-○○○

住所　　○○○○○○○○○○○

　　　　　　　　　氏名法人にあってはその名称及び代表者氏名○○株式会社　代表取締役　○○○○

香川県生活環境の保全に関する条例第106条第1項の規定により、自動車排出ガス対策計画を作成したので提出します。

|  |  |
| --- | --- |
| 主たる事業所の名称 | 株式会社 ○○○○ 高松本社 |
| 主たる事業所の所在地 | ○○○○○○○○○○○○○○○○ |
| 計画の内容 | 別紙のとおり |
| 計画期間 | 20X1年度 ～ 20X4年度 |
| 計画の公表予定年月日 | 20X1年○○月○○日 |
| 計画の公表の方法 | 弊社ホームページに掲載し、インターネット利用により公表する。 |
| 連絡先 | 担当部署 ○○○○部○○○○課○○○○グループ  担当者 ○○ ○○  電話番号 ○○○－○○○－○○○○  ＦＡＸ番号 ○○○－○○○－○○○○  電子メールアドレス ○○○○○○○○○○○○○ |

備考 　 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列4番とすること。

自動車排出ガス対策計画

|  |  |
| --- | --- |
| 計画の対象期間 | 20X1年4月1日～20X4年3月31日 |

１ 事業所ごとの自動車の使用台数

（20X1年3月31日現在）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | | 1 | | 2 | | 3 | | 合計 |
| 事業所の名称 | | 本社 | | 高松空港営業所 | | 丸亀営業所 | | － |
| 事業所の所在地 | | 高松市○○町  ○-○-○ | | 高松市○○町  ○-○-○ | | 丸亀市○○町  ○-○-○ | | － |
| 連絡先電話番号 | | 087-○○○-○○○○ | | 087-○○-○○○○ | | 0877-○○-○○○○ | | － |
| 従業員数 （人） | | 10 | | 10 | | 5 | | 25 |
| 使用台数 （台） |  | レンタカー | 社用車 | レンタカー | 社用車 | レンタカー | 社用車 |  |
| ①普通貨物自動車 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 5 | 10 |
| ②小型貨物自動車 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ③大型バス  (定員30人以上) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| ④マイクロバス  (定員11人以上30人未満) | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| ⑤乗用自動車 | 0 | 10 | 100 | 0 | 50 | 0 | 160 |
| ⑥特種自動車 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計台数 | | 0 | 10 | 100 | 7 | 50 | 5 | 172 |

**↓ レンタカー車両以外に社用車がある場合のみ記載**

自動車の使用に伴う二酸化炭素の年間排出量(社用車分) 　　　　　　　　（20X0年度）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年間の燃料使用量(※) | | ガソリン | | 軽油 | | 都市ガス (ＣＮＧ) | | ＬＰＧ | |
| （kL） | 台  数 | （kL） | 台  数 | （千㎥） | 台  数 | （ｔ） | 台  数 |
|  | 本社 | 20.0 | 10 | 0 | 0 |  |  |  |  |
|  | 高松空港営業所 | 0 | 0 | 20.0 | 7 |  |  |  |  |
|  | 丸亀営業所 | 0 | 0 | 5.0 | 5 |  |  |  |  |
|  | 合 計 [ａ] | 20.0 | 10 | 25.0 | 12 |  |  |  |  |
| 二酸化炭素排出係数 [ｂ] | | 2.290 t-CO2/kL | | 2.619 t-CO2/kL | |  | |  | |
| 二酸化炭素排出量 [ａ×ｂ] | | 45.8 t-CO2 | | 65.5 t-CO2 | |  | |  | |
| 二酸化炭素排出量の合計 | | 111.3 t-CO2 | | | | | | | |

　(※)　レンタカー車両に係る燃料使用量は把握できないため、当該車両に係る燃料使用量は含まない。

２ 自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減を図るための方針

自動車は、窒素酸化物や浮遊粒子状物質などの大気汚染物質のほか、地球温暖化の原因物質である二酸化炭素を排出ガスとして大気環境中に放出することから、事業活動における自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減を図るため、次の方針により取り組むこととする。

○ 我々の生活環境や地球環境を守るため、自動車を使用する我々自身が排出ガスによる大気汚染者であり、温室効果ガスの排出者であることを認識し、自動車の使用に伴う大気環境の負荷の低減に努める。

○ 自動車の確実な点検整備の実施やエコドライブ運転の周知徹底を行い、排出ガスを減少させるよう努める。

○ 自動車の新規購入または更新に当たっては、低公害車を積極的に導入する。

○ この自動車排出ガス対策計画について、従業員への十分な周知を行い、社内一体となって取り組みを推進していく。

３ 低公害車等の導入に係る事項

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 自動車区分 | | 20X0年度末時点の台数 | 20X1年度 | | 20X2年度 | | 20X3年度 | | 20X3年度末時点の台数 |
| 減少  台数 | 増加  台数 | 減少  台数 | 増加  台数 | 減少  台数 | 増加  台数 |
| 総自動車台数  （低公害車等を含む） | | 172 | 7 | 5 | 7 | 6 | 10 | 8 | 167 |
| 低公害車等の台数 | ① 天然ガス自動車 | 0 |  | 1 |  | 1 |  | 1 | 3 |
| ② 電気自動車 | 0 |  |  |  |  |  |  | 0 |
| ③ ハイブリッド自動車 | 30 |  | 1 |  | 1 |  | 2 | 34 |
| ④ メタノール自動車 | 0 |  |  |  |  |  |  | 0 |
| ⑤ 低燃費かつ  低排出ガス認定車 | 110 | 3 | 3 | 1 | 4 |  | 4 | 117 |
| ⑥ その他の排出ガスの  排出量が少ない自動車  （ ） | 0 |  |  |  |  |  |  | 0 |
| 合計 （①～⑥） | 140 | 3 | 5 | 1 | 6 |  | 7 | 154 |
| 排出ガス低減装置装着車の台数 | | 0 |  |  |  |  |  |  | 0 |
| ≪参考≫  軽自動車（二輪除く）の台数 | | 30 | 3 | 3 | 2 | 3 | 2 | 4 | 33 |

４ 自動車の使用抑制、並びに適正な整備及び運転の実施に係る事項

|  |  |
| --- | --- |
| 項 目 | 内 容 |
| 自動車の使用抑制 | ⦁ 日ごろから適正な車両配置等の把握に努め、必要があれば余剰車両を減車することも検討する。 |
| 自動車の適正な整備 | ⦁ 自動車の安全運行の維持に必要な点検整備を確実に実施するため、事業所ごとに整備管理者を設置する。  ⦁ 整備管理者は、エンジンオイルの適正な選択・定期的な交換、タイヤの適正圧の維持などを定めた「車両点検・整備マニュアル」を作成し、従業員に周知する。  ⦁ 整備管理者は、日常点検の実施方法を定め、自動車を貸渡すときには、貸渡人に対しても、貸渡期間中の日常点検の実施を指示する。  ⦁ 整備管理者は、点検整備計画を作成し、法定の定期点検整備を確実に実施する。 |
| 自動車の適正な運転 | ⦁ 毎年1回、従業員に対して、アイドリングストップ、急発進・急加速運転の削減などエコドライブについての講習を実施する。  ⦁ 自動車を貸渡すときには、貸渡人に対して、エコドライブの実施について説明する。 |

５ 自動車排出ガス対策計画の推進体制

報告

≪体制図≫

本計画の総合的な実施責任者 役職○○ 氏名○○○○

本社 社内の推進責任者 ○○○○

・低公害車等の導入に関する所管

○○○部○○○課 ○○○○

・適正な整備点検に関する所管

○○○部○○○課 ○○○○

・エコドライブ、使用抑制等に関する所管

○○○部○○○課 ○○○○

指示

報告

丸亀営業所 所内の推進責任者 ○○○○

・適正な整備点検に関する所管

○○○課 ○○○○

・エコドライブ、使用抑制等に関する所管

○○○課 ○○○○

指示

観音寺営業所 所内の推進責任者 ○○○○

・適正な整備点検に関する所管

○○○課 ○○○○

・エコドライブ、使用抑制等に関する所管

○○○課 ○○○○

≪推進方法≫

本社及び各営業所内の推進責任者は、毎年度、計画に記載した取り組みの実施状況を確認し、各営業所内の実施状況は本社の推進責任者に4月末までに報告する。

本社の推進責任者は、全体の取り組みについて確認を行い、実施状況が不十分な項目があれば、その原因究明と適切な措置を行うよう指示する。

それらの結果については、本計画の総合的な実施責任者が最終確認し、必要な場合には計画の見直しを行うよう指示する。